無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月二十一日

一、墳墓等所在地　熊本県熊本市中央区万町一丁目三一番地、同三二番地

一、墳墓等の名称　成満寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本県熊本市中央区万町一丁目三〇番地　浄土真宗本願寺派成満寺

代表役員　赤松　雅隆

任意清算公告

当社は、平成二十八年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月二十一日

神奈川県相模原市南区古淵三丁目七番五号

K・Tビル三〇二　合資会社あいあい企画

代表社員　亀山三千子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年 6 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社朋徳旅行　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6641号　④株式会社朋徳旅行　東京都千代田区内神田一丁目９番12号小林ビル３階　代表取締役　樋口朋博　⑤本店　東京都千代田区内神田１－９－12小林ビル３階　⑥平成25年４月25日　⑨平成28年６月９日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区内神田一丁目９－12小林ビル３階　株式会社朋徳旅行　代表取締役　樋口朋博

Ｂ　①一般社団法人湯河原温泉観光協会　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－958号　④一般社団法人湯河原温泉観光協会　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566　会長　髙知尾朝行　⑤本社営業所　神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566　⑥平成22年５月21日　⑧平成27年５月20日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566　一般社団法人湯河原温泉観光協会　会長　髙知尾朝行

Ｂ　①有限会社日本旅行企画（ジャパントラベルデザイン）　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－471号　④有限会社日本旅行企画　京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地１シティハイツ北野403号　代表取締役　棚橋修二　⑤有限会社日本旅行企画（ジャパントラベルデザイン）　京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地１シティハイツ北野403号　⑥平成12年１月31日　⑧平成27年２月25日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市上京区七本松通一条下る三軒町65番地１シティハイツ北野403号　有限会社日本旅行企画　代表取締役　棚橋修二

Ｂ　①三好国際旅行株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－807号　④三好国際旅行株式会社　福岡県福岡市中央区渡辺通２－３－８　代表取締役　陳岩山　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区渡辺通２－３－８　⑥平成27年４月６日　⑧平成28年５月24日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区渡辺通２－３－８　三好国際旅行株式会社　代表取締役　陳岩山

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年 6 月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①エー・ティー有限会社（アルファツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3926号　④エー・ティー有限会社　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目４番６号　代表取締役　木村清秀　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目４番６号橋本ビル２階　⑥平成８年６月25日　⑦平成26年６月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①公益財団法人刈羽村生涯学習振興公社　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－385号　④公益財団法人刈羽村生涯学習振興公社　刈羽郡刈羽村大字上高町甲254番地　代表理事　鬼山正生　⑤本社営業所　刈羽郡刈羽村大字上高町甲254番地　⑥平成26年１月31日　⑦平成28年３月31日　⑧220万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博